



# 5月は消費者月間です

問 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117  
消費者ホットライン ☎188



令和4年度 統一テーマ

## 考えよう！大人になるとできること、気を付けること ～18歳から大人に～

4月1日(金)から成年年齢が18歳になりました。できることが増える分、責任も生じます。消費者トラブルに巻き込まれないよう「だまされない消費者」になることが重要です。

また、これをきっかけに周囲の大人は「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、人や社会、地域などにも配慮しているか、改めて考え、適切な消費行動をとりましょう。

◎お知らせ

### 消費者月間とは？

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費生活保護法（現：消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と決めました。

### 令和3年度 市に寄せられた相談（上位5位）

- 1位 不当架空請求・迷惑メール（14件）
- 2位 食料品（健康食品など）（11件）
- 3位 多重債務（10件）  
通信契約（インターネット、光回線）（10件）
- 5位 損害保険（保険金申請サポートなど）（9件）

### 注意

火災保険申請サポートの相談が急増し、還付金詐欺の被害も増えています!!

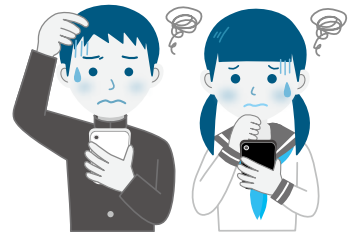
## 《こんなトラブルに注意してください！～若年者編～》

### ■美容関連のトラブル

キャンペーンで店舗に行ったら、その場で高額なエステ契約をしてしまった。

### ■SNSをきっかけとしたトラブル

SNSで知り合った相手から投資話を持ちかけられ、高額のお金を支払った。  
SNS上の広告から定期購入・偽通販サイトに誘導された。



### ■借金・クレジットカードのトラブル

「誰でも簡単に儲かる」「借金してもすぐに返せる」と誘われ、借金をして高額な副業サイトの契約をした。  
説明と違って儲からず、借金返済に困っている。



## 【トラブルに遭ってしまったら…早めに相談してください】

商品やサービスの契約など、消費生活に関する相談を受け付け、相談者と一緒に考え、解決に向けてお手伝いします。製品事故の情報や多重債務の相談も受け付けています。  
個人情報を外に漏らすことは絶対にありません。相談は無料です。

悪質商法の手口と対処法を紹介する無料講座を行っています！



自ら考え行動する賢い消費者



みんなで目指そう

18歳から大人！18歳からできること、できないこと

Q 誰にも相談せず契約した場合、18歳なら未成年者契約取消ができる？できない？

A 成年年齢の引き下げにより、未成年者取消ができなくなりました。契約は慎重にしましょう。

困ったこと（契約・製品のトラブル）が、無料で相談できます。市民生活課 生活環境係 ☎75-6117 消費者ホットライン ☎188